



高齢者クラブで、仲間と共に、地域と共に活動してみませんか？

人生には、まだまだ生きがいのある「楽しい出会い」がたくさん待っています

高齢者クラブ入会のご案内

■ 高齢者クラブとは…

高齢者クラブは、高齢者の健康・生きがいづくり活動を行い、医療費の削減や介護予防の一役も担っています。

高齢者クラブでは、「健康づくり・友愛・奉仕」を三大目標に、高齢者自身が住み慣れたそれぞれの地域で、同世代の仲間と手を取り合いながら、生活や地域を豊かにするさまざまな活動を行っています。同時に、地域の大きな担い手として各方面から期待されています。

多様な活動の中には、親睦旅行や誕生会、趣味やスポーツ活動など一人一人が主役となれる楽しい活動がたくさんあります。

あなたもぜひ、「体験参加」してみませんか。

■ こんな活動をしています

【健康づくり活動】

- ゲートボール、グラウンドゴルフ、ウォーキングなど

【世代間交流】

- 保育園児や児童とのふれあい活動、昔の遊びの伝承、共同作業など

【奉仕活動】

- 環境美化活動、身近な施設の清掃

【親睦活動】

- 親睦旅行、新(忘)年会、誕生会など

■ 会員になれば「長寿楽園大学」にも(随時)入学できます

- 長寿楽園大学は、原則毎月第2金曜日(10:30～14:30)に開講します。
- 午前中は著名人などによる教養講話、午後はグループ学習を行います。
- グループ学習は、書道、水墨画、民踊、読書、ハーモニカ、ゲートボール、グラウンドゴルフです。現在150人が学んでいます。
- 経費として年間7,500円必要です。(毎月の昼食代など)
- 市内は福祉バスなどによる送迎があります。

あなたも、長寿楽園大学で多くの仲間と学んでみませんか。

■ 高齢者クラブへの加入年齢は

- おおむね60歳以上を原則としています。

■ 高齢者クラブに関するお問い合わせは

薩摩川内市高齢者クラブ連合会

永利町4107番地1(市総合福祉会館内) ☎(22)2731



健康づくり活動



世代間交流



奉仕活動



親睦活動

ご利用
ください

高齢者・障害者への 各種助成制度



在宅で介護されている方

【家族介護用品支給事業】

課税世帯1,000円券×36枚(36,000円分) 非課税世帯1,000円券×75枚(75,000円分)を交付

- 市内に1年以上居住している介護者で、【寝たきり】または【重度の認知症】の状態が3カ月以上続いている、次の要件のいずれかに該当する方を、在宅で介護している方が対象になります。
※介護者も市内に1年以上の居住が必要です。

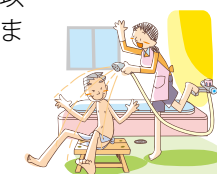
- ①要介護認定および要支援認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1、2級 ③療育手帳A1、A2、A

【なたきり老人介護手当】

1回の申請で60,000円支給(申請は年2回、8月と2月)

- 市内に1年以上居住し、要介護4、5の高齢者を在宅で起居をともにしながら、3カ月以上介護している方
- 市民税の所得割非課税世帯であること

*上記2事業は、いずれも特別障害者手当・福祉手当を受給している方は対象になりません。



元気高齢者など

【高齢者おでかけ支援事業】

年間100円券×40枚(4,000円分)を交付

- 市内に1年以上居住している満70歳以上の方
- 市が指定した公衆浴場および公共交通機関で利用可
【公共交通機関】＝路線バス、コミュニティバス、空港バス、甑島定期航路船、肥薩おれんじ鉄道

【はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業】

1回800円の助成券20枚つづりを最大3冊(48,000円分)まで交付

- 市内に1年以上居住している満65歳以上の方

*上記の2事業の申請は、本人の身分証明書(保険証・運転免許証など)と印鑑が必要です。

*代理申請もできます。(上記に加え、代理の方の印鑑も必要です。)



65歳以上の一人暮らし高齢者など

【緊急通報体制整備事業】

- 緊急時にボタンを押すと指定された通報先へ通報する装置を貸与します。

【高齢者訪問給食サービス事業】(1食450円負担)

- 食生活の改善と安否確認を行います。
- 昼・夕の2食以内で配食します。

【生活指導型ショートステイ事業】(1回381円負担)

- 養護老人ホームなどに一時的に入所宿泊し、生活習慣の指導、体調調整を行い、要介護状態への進行を防止します。(食費は別途)

【生活支援型ホームヘルプサービス事業】(1時間80円負担)

- 一人暮らし高齢者のお宅に生活援助員を派遣し、買い物や身近な生活援助サービスを提供します。
- 週1回の2時間以内

【高齢者日常生活用具給付等事業】(一部自己負担あり)

- 火災警報機・自動消火器・電磁調理器の購入費を助成および福祉電話(加入権)を貸与します。



在宅の障害者(児)

【福祉タクシー等利用料金助成事業】

年間500円券×20枚(10,000円分)を交付

市と契約しているタクシー会社、福祉有償運送車両、甑島定期航路船で利用できます。

- 市内に居住しており、次のいずれかに該当する重度障害者(普通自動車免許保持者を含む)

- ①身体障害者手帳1、2級
- ②療育手帳A1、A2、A
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

- 市内に居住している障害児(18歳未満)で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(同一世帯に普通自動車免許保持者がいないこと)

*申請には、障害者手帳などと印鑑が必要です。

*代理申請もできます。

*社会福祉施設などの入所者は対象になりません。

各種制度の詳細または不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

【問合せ先】＝高齢者福祉の制度 本庁高齢・介護福祉課および各支所市民生活課 ☎(23)5111(内線2673)
 障害者(児)の制度 本庁障害・社会福祉課および各支所市民生活課 ☎(23)5111(内線2181)